

令和 6 年度札幌法務局インターンシップ実施要領

令和 6 年 7 月 2 日札調第 1 8 号
札幌法務局長通知

1 目的

札幌法務局は、大学、大学院及び短期大学（以下「大学等」という。）の学生に対し、職業意識向上の機会及び法務行政への理解を深める機会を提供することを目的として、札幌法務局インターンシップを実施する。

2 実習期間、場所、日程等

(1) 実習期間

令和 6 年 8 月 2 7 日（火）から同月 2 9 日（木）まで

(2) 実習場所

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 札幌第 1 合同庁舎
札幌法務局

(3) 実習内容

札幌法務局が所掌する業務（登記、戸籍、国籍、供託、自筆証書遺言書保管、人権擁護及び訟務の各業務）についての実習等とする。

(4) 実習時間

午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）の間に実施する。

(5) 実習日程

調整後、別途配布する。

(6) 受入人数

最大 1 0 名程度とする。

(7) 募集方法

札幌法務局ホームページに募集記事を掲載し、大学等のインターンシップ担当者が、応募を希望する学生について「札幌法務局インターンシップ申込書」（様式第 1 号）及び「札幌法務局インターンシップエントリーシート」（様式第 2 号）（以下「エントリーシート」という。）を取りまとめ、札幌法務局に申し込むこととする。

なお、応募者数が受入可能人数を上回る場合には、エントリーシートに基づき実習生の選考を行い、決定する。

3 実習体制

(1) 総括責任者

民事行政部民事行政調査官とする。

(2) 連絡担当者及び指導担当者

実習を円滑に実施するため、連絡担当者及び指導担当者を置く。連絡担当

者は民事行政部民事行政調査官付とし、指導担当者は実習を行う各部・課・部門の長が指名した者とする。

4 学生の処遇

(1) 身分

受け入れる学生の身分は、実習生とする。

(2) 服務

ア 実習生に対し、実習期間中において、実習に専念するとともに、法務局職員が遵守すべき法令、規則その他服務規律に従わせなければならない。

イ 実習生に対し、実習期間中において、公務員の信用を傷つけたり、公務員全体の不名誉となるような行為をさせないよう指導するものとする。

ウ 実習生に対し、実習期間中において、実習責任者等の指示に従わせなければならない。

エ 実習生において病気等のやむを得ない事情が生じた場合は、速やかに前記 3 に定める者に連絡し、その指示を受けるよう、あらかじめ指導するものとする。

(3) 秘密の保持

実習生に対し、実習中に知り得た秘密（国家公務員法第 100 条第 1 項に定めるもの）や個人に関する情報について、実習終了後においても、家族、友人、大学関係者等を含め外部に漏らしてはならないことを指導し、遵守させるものとする。

このため、実習生、大学等に対し、実習に先立ち、札幌法務局長に「情報保持に関する誓約書」（様式第 3 号）を提出させるものとする。

(4) 報酬等

実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品は支給しない。

(5) 災害補償

実習生に対し、実習中の災害に備え、自己の責任により損害保険に加入させるものとする。

5 その他

(1) 実習の中止

総括責任者は、①実習生が実習責任者等の指示に従わないなど態度に問題がある場合、②実習を継続することにより業務の遂行に支障が生じる場合、③実習生が 2 日以上欠席した場合など実習継続が困難な場合は、実習を中止することができる。

(2) 覚書の締結

札幌法務局長は、実習生の受入れに当たって、実習生が在籍する大学等と「覚書」（様式第 4 号）を締結するものとする。